

【学校だより】



はまなつめ

第 20 号

令和 6 年 2 月 9 日 (金)

長崎市立川原小学校

校長 神 田 学

『一人一人が輝き、笑顔あふれる学校 ～ 子どもも教師も輝く学校 ～』

子供の性被害防止のためのリーフレット「ネットには危険がいっぱい!」

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から長崎県教育庁児童生徒支援課長、長崎市教育委員会学校教育課長を通して、子供の性被害防止のためのリーフレット「ネットには危険がいっぱい!」の活用について依頼がありました。(令和 6 年 1 月 30 日付)

リーフレット
掲載 URL



文部科学省においては、警察庁と連携し、子供の性被害防止の啓発等に取り組んでおり、このたび、「ネットには危険がいっぱい!」啓発リーフレットを公開したそうです。最近のインターネットを通じた被害状況等を踏まえて作成したものであり、効果的な注意喚起を行うことの助けになるとの考えです。

以下のリンクをクリックするか。右の QR コードからリーフレットを是非ご覧ください。

【リーフレット掲載 URL】

https://www.mext.go.jp/content/20240111-mxt_kyousei01-100003330_3.pdf

「ネット交流について考える週間」

本校の身近なところでも、LINE などの SNS (ソーシャルネットワークサービス) やネットゲームを介した子ども同士の交流による事件・事故が起きている現実があります。本校でも利用している子どもがいます。

昨年度もお知らせしたところですが、LINE 社が 2020 年 1 月 6 日に、リリースした「iOS 版のバージョン 9.19.0」において、青少年保護のため、LINE の利用推奨年齢を 12 歳以上に引き上げていることから、

本校(小学生に)は LINE を利用することを勧めていないところです。**利用についてはご家庭の責任**でご判断ください。LINE やスマホの利用を免許に例え、長崎県メディア安全指導員養成の講師は、

「小学生に利用させるのは、免許がない人に車の運転をさせるようなものだ。」と話をされました。

LINE やスマホのもたらす恩恵は多い反面、不適切な利用による事件や事故、依存症、ネットいじめなどが問題となっています。各ご家庭では、お子さんにいつ免許(利用の許可)を与えるか悩まれているところだと思います。LINE やスマホの利用に免許は必要ありませんが、**子どもが危険性を十分理解できているか**どうか利用させる上でのめやすの1つだと考えています。子どもたちには、自分は大丈夫だと思って安全に使っていても、運転

(利用)する以上は、**事件・事故に巻き込まれる危険性があることを十分に理解してほしい**と思っています。事件・事故に巻き込まれたご家庭が、「うちの子は大丈夫だと思っていた。」ということもよくあることです。「持たせなければよかった。使わせなければよかった。」と後悔したくないものです。**タブレットパソコンや保護者が使わなくなったスマホなどを家庭の WIFI 環境だけで使っている子どもが事件・事故に巻き込まれることもよくあります。**事件に巻き込まれても、各家庭の判断で、学校ではない場所で利用させているものですので、学校が関わらべき問題でない事件・事故が多くあります。そのような事件・事故を学校に相談された場合、学校で対応することが難しいこと、利用させている保護者の皆様には監督者責任があることをご理解いただき、利用させる以上は、お子さんが正しく、安全に利用しているか日々見守っていただければと思います。

さて、昨今の様々な状況から、川原小独自の取組として、昨年度に引き続き、

2／19(月)～2／25(日)を「ネット交流について考える週間」とします。

この週間は、現在 LINE やネットゲームを介した交流をしている児童に特に考えてほしいと願った週間です。

また、川原小では、この週間、現在 LINE を使っている児童に「この週は LINE を使わないチャレンジをしよう。」と子どもたちに呼びかけます。

保護者の皆様には、お子さんが

「LINE をしているか。」「していないか。」

「ネットゲームを介した交流をしているか。」「していないか。」をあらためてご確認ください。

LINE を利用している子どもたちには、1週間 LINE を利用しないで過ごし、**2／25(日)にあらためて LINE の利用を継続するかどうかについて親子で考えるように話しています。**

保護者の皆様は以下の4点もご確認ください。

○家族・親族間等での LINE 等の SNS の使用につきましては、各ご家庭でご判断ください。

(この週間のねらいは、家族・親族間等の利用を除いた使用を想定しています。)

○本校では、「**インターネットは、居間などの家族がいるところで利用し、自分の部屋などで 1 人で使わない。**」ことを推奨しています

○長崎県少年保護育成条例においては、**保護者はフィルタリングの活用等によりインターネットの利用で健全な育成を阻害するおそれがあるものを閲覧させないように努めなければならない。**と定められています。事件・事故に巻き込まれている子どもの多くがフィルタリングをしていなかったというデータがあります。

○「フォートナイト」というネットゲームでの子どもの問題が話題となることが最近よくあります。**お子さんの利用の有無を確認し、利用させるのであれば、利用規約を確認し、今後も日々の見守りをお願いします。**